

特別養護老人ホーム仁風荘・第二仁風荘 利用料金について

令和4年 4月 1日改正

特別養護老人ホームの利用料金については厚生労働大臣が定める基準によるものであり、サービスを利用される方は介護保険法による介護報酬の金額の1割または2割等の自己負担（※介護給付対象）となります。

- 基本料金は入所者の要介護度に応じて異なります。
- 自己負担の額は、介護保険負担割合証に記載された負担割合により決まります。
- 介護保険の給付額や要介護認定変更があった場合は、負担額が変更となります。
- 居住費や食費は利用者負担段階により利用額が異なりますので、お確かめ下さい。
- 介護保険法やその他の法令または当施設における実質負担の見直し等により変更となる場合がございます。

【介護給付対象】

1、介護福祉施設サービス費及びユニット型小規模介護福祉施設サービス費（1日）

| | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|-----------|--|------|------|------|------|
| 多床室（2人部屋） | 573円 | 641円 | 712円 | 780円 | 847円 |
| 個室 | 652円 | 720円 | 793円 | 862円 | 929円 |
| 各種加算 | ※入所者の体調管理や衛生管理、人材を確保しやすくするための各種加算等が算定されます。 | | | | |

※上記の負担金額は1割表記となっております。

【介護給付対象外】

2、居住費及び食費（1日）

| 利用者負担段階 | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階① | 第3段階② | 第4段階 | |
|---------|------|------|-------|--------|--------|--------|
| 居住費 | 多床室 | 0円 | 370円 | 370円 | 370円 | 855円 |
| | 個室 | 820円 | 820円 | 1,310円 | 1,310円 | 2,006円 |
| 食費 | 300円 | 390円 | 650円 | 1,360円 | 1,445円 | |

3、その他の費用（希望者）

| | |
|--------|--------------------------|
| その他の費用 | 日用品、おやつ、理美容、病院受診、処方薬代など。 |
|--------|--------------------------|

【ひと月あたりの利用料金について（30日）】

| 介護度 | 居室 | 第2段階 | 第3段階① | 第3段階② | 第4段階 |
|------|-----|---------|---------|----------|----------|
| 要介護3 | 多床室 | 49,295円 | 57,095円 | 78,395円 | 95,495円 |
| | 個室 | 64,461円 | 86,961円 | 108,261円 | 131,691円 |
| 要介護4 | 多床室 | 51,561円 | 59,361円 | 80,661円 | 97,761円 |
| | 個室 | 66,759円 | 89,259円 | 110,559円 | 133,989円 |
| 要介護5 | 多床室 | 53,791円 | 61,591円 | 82,891円 | 99,991円 |
| | 個室 | 68,989円 | 91,489円 | 112,789円 | 136,219円 |

※サービスを利用される方の自己負担額は介護給付対象と介護給付対象外を合算した金額となります。

【利用者負担額の減額について】

4、介護保険負担限度額減額認定

所得が少ない方でも施設サービスが利用できるように費用の軽減措置（居住費と食費）が行われています。その際に、所得に応じた以下の区分が適用されます。適用となるためには市町村への申請が必要です。

| | |
|-------|---|
| 第1段階 | ・生活保護等を受給されている方 |
| 第2段階 | ・市町村民税非課税であり、年金収入金額＋合計所得金額が年額80万円以下の方 かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下の方 ※課税年金収入額＋非課税年金収入額（遺族年金、障害年金等） |
| 第3段階① | ・市町村民税非課税であり、年金収入金額＋合計所得金額が年額80万円以上120万円以下の方 かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下の方 ※課税年金収入額＋非課税年金収入額（遺族年金、障害年金等） |
| 第3段階② | ・市町村民税非課税であり、年金収入金額＋合計所得金額が年額120万円以上の方 かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下の方 ※課税年金収入額＋非課税年金収入額（遺族年金、障害年金等） |
| 第4段階 | ・上記（1段階から3段階）に該当しない方 |

【利用料金のお支払方法について】

5、利用料金のお支払いは以下のいずれかの方法となります。

- 現金でのお支払い（施設窓口でのお支払いとなります。）
- 口座自動引き落とし（指定された口座からの引き落としとなります。）